

平成22年度高知大学海洋コア総合研究センター全国共同利用研究公募要領

高知大学海洋コア総合研究センター（以下「センター」という。）は、海洋コアの総合的な解析を通じ、地球掘削科学に資する研究を推進するため、センターの施設・設備を共同利用に供します。

この度、平成22年度に実施する研究課題を下記のとおり公募します。

記

1) 公募研究課題

本共同利用研究は、全国の研究者にセンターの施設・設備を提供し、地球掘削科学に資する研究の発展を目的とします。公募は、次のいずれかに関連する研究を対象とします（センター教員・研究者と共同で行う研究（科学研究費補助金など競争的資金等による研究を含む）を含みます）。

- a) 地下生物圏と海底下における流体挙動に関する研究
- b) 地球環境変動とその生命圏への影響に関する研究
- c) 固体地球における物質循環とそのダイナミクスに関する研究
- d) その他地球掘削科学に関する研究

2) 利用施設・設備

センター施設・設備のうち利用可能な設備は、センターウェブページの主要設備一覧

http://www.kochi-u.ac.jp/marine-core/cooperations/zenkyo_index.html

（高知大学海洋コア総合研究センターホームページトップ→共同利用→全国共同利用に関するご案内→全国共同利用申請の手順・注意事項）

を参照してください。

センター施設・設備は、独立行政法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）と共同で管理運営されています。施設・設備の利用においては、この点に留意されると共に、詳細については「高知大学海洋コア総合研究センター全国共同利用研究の手引き」及び高知大学海洋コア総合研究センター長（以下「センター長」という。）の指示に従ってください。

3) 研究実施期間

[前期]

平成22年4月1日から平成22年9月30日までの一定期間です。

[後期]

平成22年10月1日から平成23年3月31日までの一定期間です。

4) 応募資格

- a) 大学及び学術研究機関に属する研究者（大学院生を含む）
- b) センター長が適当と認めた者

注) 大学院生は申請者及び分担者になることができます。学部学生は分担者しか
な
ることができません。

5) 応募方法

申請に当たっては、センター連絡担当者との十分な打合せを行った上で、様式1に
より平成22年度全国共同利用研究申請書・実施計画書（以下「申請書」という。）
を作成・提出してください。

申請書の作成に当たっては、科学研究費補助金の応募書類作成に準じて焦点を絞
り具体的かつ明確に記載するようにしてください。大学院生の場合は指導教員の指
導を受けてください。

申請書はE-mailにて下記アドレスに提出してください。E-mailの題名は「共同利
用研究申請」としてください。

【提出先】

〒783-8502 高知県南国市物部乙200

高知大学海洋コア総合研究センター全国共同利用事務局

Tel: 088-864-6712

E-mail: core-kyodo@kochi-u.ac.jp

なお、採択された場合には、所属長の承諾書を提出いただくこととなりますので
ご留意願います。

(注) 法令等の遵守について

採取に際し、法令等の遵守が義務づけられている試料（生物試料を含む）に関し
ては、その遵守の有無を申請書の「法令等の遵守」欄にご記入ください。許可申請
中の場合には、申請許諾の予定時期を含め、その経過を□その他（ ）にご記入
ください。

具体例としては、

- ① ワシントン条約において規制されている動植物、加工製品等（サンゴやシャ
コ貝、象牙など）

<関係 URL>

[http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekik
anri/cites/gaiyo/jouyaku_gaiyou.htm](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekik
anri/cites/gaiyo/jouyaku_gaiyou.htm)

- ② 世界遺産や国の史跡・名勝・天然記念物等で採取した岩石・鉱物などの地質

試料等

- ③ 国立・国定公園、特別保護区等で採取した岩石・鉱物などの地質試料等

6) 申請書提出期限

申請書の締切は、下記のとおりとします（期限厳守）。【様式 1-1, 1-2, 1-3, 1-4】

〔前期／前期及び後期〕平成 22 年 2 月 28 日（日）

〔後期〕平成 22 年 8 月 31 日（火）

ただし、センター長が学術的に重要かつ緊急性があると認めるものに対しては、随時、申請書の提出を受け付けます。この場合、原則として利用希望開始日の 1 ヶ月前までに申請書を提出してください。【様式 1-5, 1-2, 1-3, 1-4】

7) 採否の決定等

高知大学海洋コア総合研究センター課題選定委員会における審議を経て、センター長が採否を決定し、各応募者に E-mail で通知します。

〔前期／前期及び後期〕平成 22 年 3 月下旬予定

〔後期〕平成 22 年 9 月下旬予定

〔随時受付〕申請書を受理してから約 3 週間後

採択者は、採択通知受領後、誓約書及び所属長の承諾書を速やかに提出してください。

採択者は、センター連絡担当者との連絡調整の上、センターの施設・設備の利用日時を確定してください。なお、諸事情により利用期間内にセンターの施設・設備を利用できないことが確定した場合には、その旨を文書（利用できない理由も含め）で事務局までお申し出ください。

なお、採択番号・課題名・申請者氏名・所属（職名）については、センターのウェブページに掲載させていただきます。掲載を望まない事項がある場合は、事務局までお申し出ください。

8) 申請内容の変更

採択後、センター利用者の追加・変更を含め申請書の内容を一部変更しようとする場合には、利用前に速やかにセンター連絡担当者に相談の上、変更申請書を事務局まで提出してください（なお、内容によっては変更が認められない場合があります）。

9) 経費負担

研究に必要な消耗品等の経費は、原則として利用者負担とします。

センターが主催するシンポジウム等で、研究成果の発表をしていただくことがありますが、その際には発表者に対して旅費の支援を行います。

10) 知的財産権の取扱

原則として、利用者の所属する機関の発明等に関する規程により、利用者又は利用者の所属する機関に帰属することとなります。ただし、本学研究者等の知的貢献が認められる場合における当該発明等の取扱については、本学と別途協議する必要があるため、高知大学発明規則第2条第1号に規定する発明等が生じた又は生じる可能性がある場合には、速やかに事務局にお申し出ください。また、利用者の所属する機関等が単独で出願等の手続きを行おうとする場合には、当該発明等に係る知的財産権出願等の前に、あらかじめ事務局にお申し出ください。

注) 高知大学発明規則第2条第1号に規定する「発明等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ・ 特許権の対象となるものについては発明
- ・ 実用新案権の対象となるものについては考案
- ・ 意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作
- ・ 品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成
- ・ ノウハウを対象とするものについては案出

11) 成果報告

申請者は、様式2により全国共同利用研究利用成果報告書を平成23年6月30日までに作成・提出してください。提出された全国共同利用研究成果報告書の内容は、センターの報告書(年報)に掲載されます。なお、センターが主催するシンポジウム等で研究成果の発表をしていただくことがあります。

共同利用研究の成果を学術雑誌等に発表される場合には、センターとの共同利用研究に基づく研究であることを次のように付記していただくと共に、論文・報告等の別刷りまたは写しをセンターに2部提出していただきます。当該論文の著者・所属・共著者・論文タイトル・掲載誌名巻号・該当課題番号等は、センターのウェブページに掲載されます。

和文：本研究は高知大学海洋コア総合研究センター共同利用研究（採択番号）のもとで （海洋研究開発機構の協力により） ※ 実施されました。

英文： This study was performed under the cooperative research program of Center for Advanced Marine Core Research (CMCR), Kochi University <Accept No. > （with the support of JAMSTEC）※.

括弧書き※部分については、主要設備一覧中 #印のついている設備を使用した場合にのみ記載してください。

高知大学と独立行政法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）は、センター施設を共同で管理運営しており、当該施設に対して「高知コアセンター」という共通名称を平成 18 年 6 月に付与しました。全国共同利用研究は、独立行政法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）の協力を得て実施されます。